

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年7月1日
【会社名】	グランディハウス株式会社
【英訳名】	Grandy House Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐山 靖
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
【電話番号】	(028)650-7777
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 梅木 龍司
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
【電話番号】	(028)650-7777
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 梅木 龍司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和6年6月27日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和6年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、林裕朗、佐山靖、齋藤淳夫、谷英樹を選任するものであります。

第2号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金及び特別功労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任する村田弘行氏及び石川真康氏に対し、両氏の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。また、村田弘行氏に対しては、14年間の永きにわたり代表取締役として当社の発展に貢献された労に報いるため、退職慰労金に加え、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で特別功労金を贈呈するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、第1号議案が原案どおり承認されることを条件として取締役（監査等委員である取締役を除く。）林裕朗氏、佐山靖氏、齋藤淳夫氏及び谷英樹氏の各氏に対し、及び任期中の監査等委員である取締役 湯澤一氏に対し、退職慰労金制度の対象となる在任期間の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金の打ち切り支給を行うものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、既存の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。また、本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額25万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、発行または処分される当社の普通株式の総数は年間4万5千株以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 林 裕朗 佐山 靖 齋藤 淳夫 谷 英樹	202,871 205,274 226,667 226,724	27,531 25,128 3,735 3,678	0 0 0 0	(注)1	可決(87.5%) 可決(88.6%) 可決(97.8%) 可決(97.8%)
第2号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金及び特別功労金贈呈の件	203,482	26,920	0	(注)2	可決(87.8%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に 対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	205,640	24,762	0	(注)2	可決(88.7%)
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲 渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	225,724	4,674	0	(注)2	可決(97.4%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分)は231,800個であり、賛成の割合は、出席した株主の議決権の数に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上